# 【篠栗町農業委員会議事録】

- 1開催日時 令和5年7月6日(木) 10時00分
- 2 開催場所 篠栗町役場 2 階 中会議室
- 3 出席委員(12名)

農業委員

4番 鷹巣 礼子(会長)

10番 松田 護(副会長)

1番 井上 宗利

2番 井上 重誠

3番 平井 眞澄

5番 井上 勘次

6番 村瀨 久美子

7番 城戸 一寿

8番 葉山 繁美

9番 三代 由美子

11 番 柳池 達美

12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則 川内 行雄

- 4欠席委員(0名)
- 5議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 議案第1号 篠栗町農地利用集積計画 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請(1件)
    - 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出(2件)
- 6農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大

事務局員 吉村 淳子

事務局員 谷川 龍太郎

# 議 長 【開会のあいさつ】

皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和5年7月期

篠栗町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、( の欠席がありますが、or 全員出席で)過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。

# 【議事録署名人の指名】

次に、議事録署名人ですが、

篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により

6番: 村瀨 久美子 委員

8番: 葉山 繁美 委員 にお願いします。

### 【会議書記の指名】

また、本日の会議書記について事務局 谷川さんを指名いたします。

#### 【日程の説明】

本日の日程についてですが、議案第1号および第2号を審議し、報告第 1号を受けて散会とします。

# 議長 【議案第1号 篠栗町農地利用集積利用計画 審議】

それでは、「議案第1号 篠栗町農地利用集積計画(利用権設定)」について、事務局から説明をお願いします。

### 事務局 【議案第1号 篠栗町農地利用集積計画 説明】

それでは「議案第1号 篠栗町農地利用集積計画(利用権設定)」について説明します。

議案第1号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集

積計画(利用権設定)1件となります。

議案書は1~8ページをご覧ください。

篠栗町長より、令和5年6月25日付で、農用地利用集積計画の決定を 求められている利用権設定は、15件、合計面積56,039 m<sup>2</sup> (56ha) です。

### 【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき 農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、 耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

説明は以上です。

#### 議長

【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画(利用権設定) 採決】

ありがとうございました。

	それでは、議案第1号について審議、採決いたします。
	何かご意見、ご質問はありませんか。
7番	審議番号1~14については、法人つばくろの利用権設定となりますが、申
城戸委員	請地に誤りがありますので再度確認したいと思います。
	議案の取り下げをお願いします。
議長	それでは議案第1号の審議番号1~14については取り下げることとし、
	再度確認の上次期総会の議案とすることとしますがよろしいでしょうか。
7番	はい。
城戸委員	
議長	それでは採決いたします。
	議案第1号の審議番号 15 について賛成の方は挙手願います。
	【出席委員全員挙手】
	出席委員全員の賛成により、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計
	画」の審議番号15は、原案のとおり決定いたします。
議長	【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 審議】
	それでは、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」につい
	て、事務局から説明をお願いします。
-1-76	
事務局	【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 説明】
	それでは「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について
	説明します。今回の申請件数は1件となっております。

議案書9~12ページをご覧ください。

令和5年6月19日付で、農地法第3条の規定により許可申請があった ものです。

#### 【議案第2号 の朗読】

概要について説明いたします。

今回は所有権移転(贈与)が目的となっております。面積は合計 1,857 m²となっています。

農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、 許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がなく、全ての許可要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

# 議長

ありがとうございました。

議案第2号について地元農業委員が譲渡人である松田委員となります。 何かご意見などはありませんでしょうか。

#### 【意見・質問なし】

#### 議長

### 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 採決】

それでは採決いたします。

議案第2号について賛成の方は挙手願います。

### 【出席委員全員挙手】

出席委員全員の賛成により、議案第2号については原案のとおり決定いた します。

議長	【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】
	それでは、報告第1号について、事務局から報告をお願いします。
事務局	【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】
	はい、それでは報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出に
	ついて報告します。
	今回の報告件数は2件となっております。
	議案書は13ページからご覧ください。令和5年6月13日に受理したも
	のです。
	【報告番号1 朗読】
	報告番号1については以上となります。
	続きまして、議案書17ページをご覧ください。令和5年6月15日に受理
	したものです。
	【報告番号2 朗読】
	報告番号2については以上となります。
	申請地は市街化区域ですので、農地法第5条による農地転用届出を受けた
	ものです。都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認し
	ております。
	書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備
	もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告い
	たします。
	事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。
成 以	W/ / N-C / こじ V な し に o

	報告第1号の報告番号1および2について、どちらも地元農業委員の城
	戸委員から、何か意見などはありませんでしょうか。
7番	特に問題ないと思います。
(城戸委員)	
議長	ありがとうございました。
	他に報告第1号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。
	【意見、質問等なし】
	却生第1日については許可な悪しませんので、東致星の却生東西しして
	報告第1号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として
	取り扱います。
	引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。
事務局	【事務連絡】
	・転作確認について
	・新旧懇親会について
	事務局からは以上です。
議長	皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。
	【特に意見等なし】
	それでは、これで令和5年7月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたしま
	す。お疲れさまでした。